

第4期福祉や地域福祉計画書(案)

【第3期計画】

基本理念:みんなが(誰とも)安心して生活できる共生のまちづくり

基本理念	施策	44	担当部署	令和7年度 事業の目的・成果(PLAN)
1. 地域での 暮らしの安心 (安全)	1. 地域での 暮らしの安心 (安全)	1	高齢者サービス課 福祉推進係	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など地域での見守り活動の充実を図るため「地域支えあい登録者」を育成し、関係機関と連携し、
		2	高齢者サービス課 福祉推進係	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援し、
		3	高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。
		4	地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知度を高めよう情報発信に努めます。
		5	地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行います。
		6	地域コミュニティ課	コミュニティスクールの機能を生かして「地域」ともなる学校づくり(コミュニティスクール)と学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)を一体的に推進し、多世代交流を通じて活性化を図るコミュニティづくりに努めます。
		7	学校教育課	統括地域学校共働活動推進員(統括地域コーディネーター)を核とし、各小中学校の連携・共働により、地域学校共働活動の促進を図ります。
		8	地域コミュニティ課 学校教育課	郷づくり推進協議会と学校との連携・共働により、中学生のボランティア活動や小中学校のインターンシップ活動の推進を図り、活あふれる地域づくりを目指します。
		9	学校教育課	環境カレッジや地域活動共働本部との連携・共働により、中学生・未来会議やワークフォワードの活動の推進を図り、多世代交流を通じて活性化を図るコミュニティづくりに努めます。
		10	こども課	子育て世代、子ども世代の社会参加の促進として、地域とながら子どもたちの育成を推進します。
		11	地域コミュニティ課	まちづくり活動を主体が世代や分野を超えてつながり、交流・連携できる機会を創出します。
		12	社会福祉協議会	小地域福祉社会と連携し、地域の特性に応じた交流の機会の拡大を支援します。
		13	社会福祉協議会	地域ごとの基礎情報の整理、支えあいマップなどを活用し、地域の支えあい活動を支援します。
		14	社会福祉協議会	見守り訪問活動や防災活動の支援を通じ、日頃の近所付き合い合い、地域交流の重要性を啓発します。
		15	社会福祉協議会	本会が地域に貸し出しをしている福祉用具を活用し、地域交流を支援します。
		16	高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。
		17	高齢者サービス課 福祉推進係	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などへの支援を行う必要とする地域課題の解決に向けて、地域でできる体制づくりに取り組みます。
		18	地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知度を高めよう情報発信に努めます。
		19	地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行います。
2. 地域福祉の 実現や防災・ 防災活動の 活性化	2. 地域福祉の 実現や防災・ 防災活動の 活性化	20	社会福祉協議会	自治会単位を基本とした小地域福祉社会の形成支援を行います。
		21	社会福祉協議会	既存の小地域福祉社会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう相談や情報提供を行います。
		22	社会福祉協議会	住民福祉講座などを通して、地域づくりに意欲のある人材の発掘・育成を行います。
		23	社会福祉協議会	第2期生活支援コーディネーターの育成・支援を行い、地域の課題を話し合う場づくり・課題の共有・課題解決のための人材発掘、地域資源づくりに取り組みます。
		24	社会福祉協議会	本会が所有する農地を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用し、新たな「外出支援活動団体サポート事業」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の開始に努めます。
		25	地域コミュニティ課	持続可能な社会参加促進のために次世代の若い世代を目的とした、地域福祉を支えるボランティアの育成・活動を推進します。
		26	地域コミュニティ課	まちづくりの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝える情報発信に努めます。
		27	地域コミュニティ課	オンライン・オフラインでのイベントや講座等を開催し、進学官民の多様な主体がまちづくりに参加・参画する機会を充実させます。
		28	地域コミュニティ課	まちづくり活動を行う主体が世代や分野を超えてつながり、交流・連携できる機会を創出します。
		29	地域コミュニティ課	協働のまちづくりに参加・参画する多様な主体が互いの立場や特性を理解し、認め合い、共有する目標達成のために、各主体の特性を生かした連携のありかや交流などの機会を確保し、取組支援を行う「未来共創センター(仮称)」の設立を目指します。
		30	社会福祉協議会	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解決のための取り組みを行います。
		31	社会福祉協議会	高齢や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に対し、福祉教育や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していくためのボランティアを養成します。
		32	社会福祉協議会	ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をもとに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い、地域の活性化を図ります。
		33	社会福祉協議会	災害時の避難所・支援に必要な介護者や重傷の障がい者等の避難場所確保、避難生活の支援などを行い、避難生活の支援を行います。
		34	社会福祉協議会	「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得て、生活困難者や障がい者などの避難生活の支援を行う「個別避難計画」の作成を促進します。
		35	社会福祉協議会	家庭内での避難所・避難生活の支援などを行う「避難行動要支援者」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。
		36	社会福祉協議会	災害時には各団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。
		37	社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。
		38	社会福祉協議会	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。
3. 市民生活 の安心・安全 の確保や防災・ 防災活動の 活性化	3. 市民生活 の安心・安全 の確保や防災・ 防災活動の 活性化	39	社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通して、地域のつながり、防災活動の活性化を推進し、災害時の地域の避難行動の連携づくりを支援します。
		40	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	権利擁護に関する知識や理解の普及に努めます。
		41	高齢者サービス課 福祉課・障がい福祉係	相談窓口の周知と制度が必要とする市民の利用支援を行います。
		42	高齢者サービス課 福祉課・障がい福祉係	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、中核機関のあり方を関係機関と協議・検討します。
		43	社会福祉協議会	市民後援人養成研修の修了者について、社会福祉協議会の法人後援の賛同を得て活動を進めます。
		44	社会福祉協議会	市民後援人養成研修の修了者へのフォローアップ研修や意見交換会を実施し、活動に至っていない方への活動の意欲向上に努めます。
		45	社会福祉協議会	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業の適正な運営に努めます。
		46	こども課 高齢者サービス課 福祉推進係	安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。
		47	高齢者サービス課 福祉推進係	虐待防止に関する研修を行います。
		48	高齢者サービス課 福祉推進係	虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。
		49	福祉課・障がい福祉係	障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受け持った障がい者本人の助け出しは、市が中心となって対応します。主部に関わるような緊急事態もあるため、まずはお互い、互いの安全を確保し合います。
		50	こども課	児童虐待についての相談や通報に関して、早期発見・児童の安全確保に努めます。
		51	高齢者サービス課 福祉課・障がい福祉係	DV等を見つけた場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。
		52	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉社会と連携し、課題を抱える家庭を発見する機会の創出を行い、地域の見守り活動を推進します。
		53	社会福祉協議会	市が所有する農地を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用し、新たな「外出支援活動団体サポート事業」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の開始に努めます。
		54	地域コミュニティ課	まちづくりの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝える情報発信に努めます。
		55	地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会と学校の連携・共働により、中学生のボランティア活動や小中学校のインターンシップ活動の推進を図り、活あふれる地域づくりを目指します。
		56	地域コミュニティ課	環境カレッジや地域活動共働本部との連携・共働により、中学生・未来会議やワークフォワードの活動の推進を図り、多世代交流を通じて活性化を図るコミュニティづくりに努めます。
4. 生活困難者や 障がい者への 支援	4. 生活困難者や 障がい者への 支援	57	社会福祉協議会	ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をもとに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い、地域の活性化を図ります。
		58	社会福祉協議会	高齢や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に対し、福祉教育や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していくためのボランティアを養成します。
		59	社会福祉協議会	第2期生活支援コーディネーターの育成・支援を行い、地域の課題を話し合う場づくり・課題の共有・課題解決のための人材発掘、地域資源づくりに取り組みます。
		60	社会福祉協議会	市が所有する農地を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用し、新たな「外出支援活動団体サポート事業」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の開始に努めます。
		61	社会福祉協議会	持続可能な社会参加促進のために次世代の若い世代を目的とした、地域福祉を支えるボランティアの育成・活動を推進します。
		62	地域コミュニティ課	まちづくりの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝える情報発信に努めます。
		63	地域コミュニティ課	協働のまちづくりに参加・参画する多様な主体が互いの立場や特性を理解し、認め合い、共有する目標達成のために、各主体の特性を生かした連携のありかや交流などの機会を確保し、取組支援を行う「未来共創センター(仮称)」の設立を目指します。
		64	社会福祉協議会	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解決のための取り組みを行います。
		65	社会福祉協議会	高齢や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に対し、福祉教育や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していくためのボランティアを養成します。
		66	社会福祉協議会	ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をもとに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い、地域の活性化を図ります。
		67	社会福祉協議会	災害時の避難所・支援に必要な介護者や重傷の障がい者等の避難場所確保、避難生活の支援などを行い、避難生活の支援を行います。
		68	社会福祉協議会	「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得て、生活困難者や障がい者などの避難生活の支援を行う「個別避難計画」の作成を促進します。
		69	社会福祉協議会	家庭内での避難所・避難生活の支援などを行う「避難行動要支援者」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。
		70	社会福祉協議会	災害時には各団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。
		71	社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。
		72	社会福祉協議会	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。
		73	社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通して、地域のつながり、防災活動の活性化を推進し、災害時の地域の避難行動の連携づくりを支援します。
		74	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	権利擁護に関する知識や理解の普及に努めます。
		75	高齢者サービス課 福祉課・障がい福祉係	相談窓口の周知と制度が必要とする市民の利用支援を行います。
5. 生活困難者や 障がい者への 支援	5. 生活困難者や 障がい者への 支援	76	高齢者サービス課 福祉課・障がい福祉係	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、中核機関のあり方を関係機関と協議・検討します。
		77	社会福祉協議会	市民後援人養成研修の修了者について、社会福祉協議会の法人後援の賛同を得て活動を進めます。
		78	社会福祉協議会	市民後援人養成研修の修了者へのフォローアップ研修や意見交換会を実施し、活動に至っていない方への活動の意欲向上に努めます。
		79	社会福祉協議会	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業の適正な運営に努めます。
		80	こども課 高齢者サービス課 福祉推進係	安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。
		81	高齢者サービス課 福祉推進係	虐待防止に関する研修を行います。
		82	高齢者サービス課 福祉推進係	虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。
		83	福祉課・障がい福祉係	障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受け持った障がい者本人の助け出しは、市が中心となって対応します。主部に関わるような緊急事態もあるため、まずはお互い、互いの安全を確保し合います。
		84	こども課	児童虐待についての相談や通報に関して、早期発見・児童の安全確保に努めます。
		85	高齢者サービス課 福祉課・障がい福祉係	DV等を見つけた場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。
		86	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉社会と連携し、課題を抱える家庭を発見する機会の創出を行い、地域の見守り活動を推進します。
		87	社会福祉協議会	市が所有する農地を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用し、新たな「外出支援活動団体サポート事業」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の開始に努めます。
		88	地域コミュニティ課	まちづくりの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝える情報発信に努めます。
		89	地域コミュニティ課	協働のまちづくりに参加・参画する多様な主体が互いの立場や特性を理解し、認め合い、共有する目標達成のために、各主体の特性を生かした連携のありかや交流などの機会を確保し、取組支援を行う「未来共創センター(仮称)」の設立を目指します。
		90	社会福祉協議会	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解決のための取り組みを行います。
		91	社会福祉協議会	高齢や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に対し、福祉教育や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していくためのボランティアを養成します。
		92	社会福祉協議会	ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をもとに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い、地域の活性化を図ります。
		93	社会福祉協議会	災害時の避難所・支援に必要な介護者や重傷の障がい者等の避難場所確保、避難生活の支援などを行い、避難生活の支援を行います。
		94	社会福祉協議会	「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得て、生活困難者や障がい者などの避難生活の支援を行う「個別避難計画」の作成を促進します。
		95	社会福祉協議会	家庭内での避難所・避難生活の支援などを行う「避難行動要支援者」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。

【第4期計画(案)】

基本理念:みんなが(誰とも)安心して生活できる共生のまちづくり

基本理念	施策	44	担当部署	令和7年度 事業の目的・成果(PLAN)
1. 地域での 暮らしの安心 (安全)	1. 地域での 暮らしの安心 (安全)	1	高齢者サービス課 福祉推進係	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など地域での見守り活動の充実を図るため「地域支えあい登録者」を育成し、関係機関と連携し、
		2	高齢者サービス課 福祉推進係	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援し、
		3	高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。
		4	地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知度を高めよう情報発信に努めます。
		5	地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行います。
		6	地域コミュニティ課	コミュニティスクールの機能を生かして「地域」ともなる学校づくり(コミュニティスクール)と学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)を一体的に推進し、多世代交流を通じて活性化を図るコミュニティづくりに努めます。
		7	学校教育課	統括地域学校共働活動推進員(統括地域コーディネーター)を核とし、各小中学校の連携・共働により、地域学校共働活動の促進を図ります。
		8	地域コミュニティ課 学校教育課	郷づくり推進協議会と学校との連携・共働により、中学生のボランティア活動や小中学校のインターンシップ活動の推進を図り、活あふれる地域づくりを目指します。
		9	学校教育課	環境カレッジや地域活動共創本部との連携・共働により、中学生・未来会議やワークフォワード等の活動の推進を図り、多世代交流を通じて活性化を図るコミュニティづくりに努めます。
		10	こども課	子育て世代、子ども世代の社会参加の促進として、地域とながら子どもたちの育成を推進します。
		11	地域コミュニティ課	まちづくり活動を主体が世代や分野を超えてつながり、交流・連携できる機会を創出します。
		12	社会福祉協議会	小地域福祉社会と連携し、地域の特性に応じた交流の機会の拡大を支援します。
		13	社会福祉協議会	地域ごとの基礎情報の整理、支えあいマップなどを活用し、地域の支えあい活動を支援します。
		14	社会福祉協議会	見守り訪問活動や防災活動の支援を通じ、日頃の近所付き合い合い、地域交流の重要性を啓発します。
		15	社会福祉協議会	本会が所有する農地を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用し、新たな「外出支援活動団体サポート事業」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の開始に努めます。
		16	地域コミュニティ課	持続可能な社会参加促進のために次世代の若い世代を目的とした、地域福祉を支えるボランティアの育成・活動を推進します。
		17	地域コミュニティ課	まちづくりの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝える情報発信に努めます。
		18	地域コミュニティ課	オンライン・オフラインでのイベントや講座等を開催し、進学官民の多様な主体がまちづくりに参加・参画する機会を充実させます。
		2. 地域福祉の 実現や防災・ 防災活動の 活性化	2. 地域福祉の 実現や防災・ 防災活動の 活性化	19
20	地域コミュニティ課			協働のまちづくりに参加・参画する多様な主体が互いの立場や特性を理解し、認め合い、共有する目標達成のために、各主体の特性を生かした連携のありかや交流などの機会を確保し、取組支援を行う「未来共創センター(仮称)」の設立を目指します。
21	社会福祉協議会			各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行います。
22	社会福祉協議会			高齢や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に対し、福祉教育や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していくためのボランティアを養成します。
23	社会福祉協議会			ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をもとに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い活動の活性化を図ります。
24	社会福祉協議会			災害時の避難所・支援に必要な介護者や重傷の障がい者等の避難場所確保、避難生活の支援などを行い、避難生活の支援を行います。
25	社会福祉協議会			「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得た上で関係機関と共有し、個別の避難経路や支援内容を定める「個別避難計画」の作成を促進します。
26	社会福祉協議会			市民後援人養成研修の修了者について、社会福祉協議会の法人後援の実務担当者としての活動を進めます。
27	社会福祉協議会			市民後援人養成研修の修了者へのフォローアップ研修や意見交換会を実施し、活動に至っていない方への活動の意欲向上に努めます。
28	社会福祉協議会			社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業の適正な運営に努めます。
29	こども課 福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課			安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。
30	高齢者サービス課 福祉課・障がい福祉係			虐待防止に関する研修を行います。
31	高齢者サービス課 福祉課・障がい福祉係			虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。
32	福祉課・障がい福祉係			障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受け持った障がい者本人の助け出しは、市が中心となって対応します。主部に関わるような緊急事態もあるため、まずはお互い、互いの安全を確保し合います。
33	こども課			児童虐待についての相談や通報に関して、早期発見・児童の安全確保に努めます。
34	高齢者サービス課 福祉課・障がい福祉係			DV等を見つけた場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。
35	社会福祉協議会			民生委員・児童委員や小地域福祉社会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。
36	社会福祉協議会			民生委員・児童委員の役割が明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。
37	社会福祉協議会			民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に努めます。
38	社会福祉協議会	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援します。		
39	社会福祉協議会 高齢者サービス課	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に入行えよう支援します。		
40	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉社会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。		
3. 市民生活 の安心・安全 の確保や防災・ 防災活動の 活性化	3. 市民生活 の安心・安全 の確保や防災・ 防災活動の 活性化	41	こども課	(虐待防止のため)安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。
		42	生活支援課	(生活困難者に対し)多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
		43	社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困難者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的にを行い、密やかに必要とする支援を行います。
		44	社会福祉協議会	高齢・障がいなど、生活困難など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。
		45	高齢者サービス課	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などへの支援を行う必要とする地域課題の解決に向けて、地域でできるような体制づくりに取り組みます。
		46	福祉課・障がい福祉係 学校教育課	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行います。
		47	福祉課・障がい福祉係 学校教育課	自殺対策を支える人材の育成や啓発を行い、相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
		48	社会福祉協議会	既存の小地域福祉社会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供などを行います。
		49	こども課	基本目標2「誰もが心身共に健康で生きがいを持って過ごせる社会を目指す」※地域性により異なる相談対応、必要機能へつなぐ(法第106条の2)が該当
		50	社会福祉協議会	福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業をとおして、相談支援を一体的に実施し、生活困難者の社会的、経済的自立を支援できるよう努めます。
		51	生活支援課	民生委員・児童委員協議会に対し、生活困難者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらう。
		52	社会福祉協議会	民生委員や小地域福祉社会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困難者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。
		53	学校教育課	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。
		54	生活支援課	市民に対し、生活困難者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来訪しやすくなるよう努めます。
		55	生活支援課	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。
		56	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など地域での見守り体制の充実を図るため「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関係機関に貸します。
		57	社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通して地域つながり、防災活動の活性化を推進し、災害時の地域の避難行動のききあいを支援します。
		58	生活管理課	危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。
		59	社会福祉協議会	災害時には各団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。
60	社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。		
61	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉社会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。		
62	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の役割が明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。		
63	福祉課・障がい福祉係	民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に努めます。		
64	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援します。		
65	社会福祉協議会	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に入行えよう支援します。		
66	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉社会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。		
4. 生活困難者や 障がい者への 支援	4. 生活困難者や 障がい者への 支援	67	こども課	(虐待防止のため)安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。
		68	生活支援課	(生活困難者に対し)多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
		69	社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困難者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的にを行い、密やかに必要とする支援を行います。
		70	社会福祉協議会	高齢・障がいなど、生活困難など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。
		71	高齢者サービス課	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などへの支援を行う必要とする地域課題の解決に向けて、地域でできるような体制づくりに取り組みます。
		72	福祉課・障がい福祉係 学校教育課	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行います。
		73	福祉課・障がい福祉係 学校教育課	自殺対策を支える人材の育成や啓発を行い、相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
		74	社会福祉協議会	既存の小地域福祉社会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供などを行います。
		75	こども課	基本目標2「誰もが心身共に健康で生きがいを持って過ごせる社会を目指す」※地域性により異なる相談対応、必要機能へつなぐ(法第106条の2)が該当
		76	社会福祉協議会	福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業をとおして、相談支援を一体的に実施し、生活困難者の社会的、経済的自立を支援できるよう努めます。
		77	生活支援課	民生委員・児童委員協議会に対し、生活困難者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらう。
		78	社会福祉協議会	民生委員や小地域福祉社会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困難者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。
		79	学校教育課	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。
		80	生活支援課	市民に対し、生活困難者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来訪しやすくなるよう努めます。
		81	生活支援課	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。
		82	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など地域での見守り体制の充実を図るため「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関係機関に貸します。
		83	社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通して地域つながり、防災活動の活性化を推進し、災害時の地域の避難行動のききあいを支援します。
		84	生活管理課	危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。
		85	社会福祉協議会	災害時には各団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。
86	社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。		
87	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉社会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。		
88	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の役割が明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。		
89	福祉課・障がい福祉係	民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に努めます。		
90	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援します。		
91	社会福祉協議会	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に入行えよう支援します。		
92	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉社会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。		
5. 子育て世代 の安心・安全 の確保や防災・ 防災活動の 活性化	5. 子育て世代 の安心・安全 の確保や防災・ 防災活動の 活性化	93	こども課	(虐待防止のため)安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。
		94	生活支援課	(生活困難者に対し)多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
		95	社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困難者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的にを行い、密やかに必要とする支援を行います。
		96	社会福祉協議会	高齢・障がいなど、生活困難など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。
		97	高齢者サービス課	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などへの支援を行う必要とする地域課題の解決に向けて、地域でできるような体制づくりに取り組みます。
		98	福祉課・障がい福祉係 学校教育課	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行います。
		99	福祉課・障がい福祉係 学校教育課	自殺対策を支える人材の育成や啓発を行い、相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
		100	社会福祉協議会	既存の小地域福祉社会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供などを行います。
		101	こども課	基本目標2「誰もが心身共に健康で生きがいを持って過ごせる社会を目指す」※地域性により異なる相談対応、必要機能へつなぐ(法第106条の2)が該当
		102	社会福祉協議会	福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業をとおして、相談支援を一体的に実施し、生活困難者の社会的、経済的自立を支援できるよう努めます。
		103	生活支援課	民生委員・児童委員協議会に対し、生活困難者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらう。
		104	社会福祉協議会	民生委員や小地域福祉社会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困難者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。
		105	学校教育課	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。
		106	生活支援課	市民に対し、生活困難者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来訪しやすくなるよう努めます。
		107	生活支援課	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。
		108	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など地域での見守り体制の充実を図るため「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関係機関に貸します。
		109	社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通して地域つながり、防災活動の活性化を推進し、災害時の地域の避難行動のききあいを支援します。
		110	生活管理課	危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。
		111	社会福祉協議会	災害時には各団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。
112	社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。		
113	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉社会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。		
114	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の役割が明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。		
115	福祉課・障がい福祉係	民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に努めます。		
116	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援します。		
117	社会福祉協議会	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に入行えよう支援します。		
118	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉社会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。		
6. 子育て世代 の安心・安全 の確保や防災・ 防災活動の 活性化	6. 子育て世代 の安心・安全 の確保や防災・ 防災活動の 活性化	119	こども課	(虐待防止のため)安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。
		120	生活支援課	(生活困難者に対し)多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
		121	社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困難者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的にを行い、密やかに必要とする支援を行います。
		122	社会福祉協議会	高齢・障がいなど、生活困難など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。
		123	高齢者サービス課	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などへの支援を行う必要とする地域課題の解決に向けて、地域でできるような体制づくりに取り組みます。
		124	福祉課・障がい福祉係 学校教育課	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行います。
		125	福祉課・障がい福祉係 学校教育課	自殺対策を支える人材の育成や啓発を行い、相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
		126	社会福祉協議会	既存の小地域福祉社会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供などを行います。
		127	こども課	基本目標2「誰もが心身共に健康で生きがいを持って過ごせる社会を目指す」※地域性により異なる相談対応、必要機能へつなぐ(法第106条の2)が該当
		128	社会福祉協議会	福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業をとおして、相談支援を一体的に実施し、生活困難者の社会的、経済的自立を支援できるよう努めます。
		129	生活支援課	民生委員・児童委員協議会に対し、生活困難者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらう。
		130	社会福祉協議会	民生委員や小地域福祉社会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困難者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。
		131	学校教育課	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。
		132	生活支援課	市民に対し、生活困難者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来訪しやすくなるよう努めます。
		133	生活支援課	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。
		134	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など地域での見守り体制の充実を図るため「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関係機関に貸します。
		135	社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通して地域つながり、防災活動の活性化を推進し、災害時の地域の避難行動のききあいを支援します。
		136	生活管理課	危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。
		137	社会福祉協議会	災害時には各団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。
138	社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。		
139	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉社会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。		
140	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の役割が明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。		
141	福祉課・障がい福祉係	民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に努めます。		
142	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援します。		
143	社会福祉協議会	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に入行えよう支援します。		
144	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉社会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。		
7. 子育て世代 の安心・安全 の確保や防災・ 防災活動の 活性化	7. 子育て世代 の安心・安全 の確保や防災・ 防災活動の 活性化	145	こども課	(虐待防止のため)安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。
		146	生活支援課	(生活困難者に対し)多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
		147	社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困難者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的にを行い、密やかに必要とする支援を行います。
		148	社会福祉協議会	高齢・障がいなど、生活困難など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。
		149	高齢者サービス課	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などへの支援を行う必要とする地域課題の解決に向けて、地域でできるような体制づくりに取り組みます。
		150	福祉課・障がい福祉係 学校教育課	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行います。
		151	福祉課・障がい福祉係 学校教育課	自殺対策を支える人材の育成や啓発を行い、相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
		152	社会福祉協議会	既存の小地域福祉社会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供などを行います。
		153	こども課	基本目標2「誰もが心身共に健康で生きがいを持って過ごせる社会を目指す」※地域性により異なる相談対応、必要機能へつなぐ(法第106条の2)が該当
		154	社会福祉協議会	福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業をとおして、相談支援を一体的に実施し、生活困難者の社会的、経済的自立を支援できるよう努めます。
		155	生活支援課	民生委員・児童委員協議会に対し、生活困難者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらう。
		156	社会福祉協議会	民生委員や小地域福祉社会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困難者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。
		157	学校教育課	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。
		158	生活支援課	市民に対し、生活困難者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来訪しやすくなるよう努めます。
		159	生活支援課	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。
		160	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など地域での見守り体制の充実を図るため「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関係機関に貸します。
		161	社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通して地域つながり、防災活動の活性化を推進し、災害時の地域の避難行動のききあいを支援します。
		162	生活管理課	危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。
		163	社会福祉協議会	災害時には各団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。
164	社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。		
165	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉社会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。		
166	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の役割が明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。		
167	福祉課・障がい福祉係	民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に努めます。		
168	福祉課・障がい福祉係 高齢者サービス課	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援します。		
169	社会福祉協議会	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に入行えよう支援します。		
170	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉社会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。		